議　事　内　容

専務理事	ご案内しておりました時間となりましたので、第 59 回常設審議委員会を始めさせていただきます。 会議に入る前に、事務局からお詫び申し上げます。今回、開催通知とともに送付しました資料に一部誤りがあり、後日差し替え分の資料を送付したところです。不手際があり誠に申し訳ありませんでした。後から送った資料をお持ち出ない方がいらっしゃればお渡ししますのでお申し出ください。 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 15 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。 それでは、開会に当たりまして、会長にご挨拶をお願いします。
会長	皆さんこんにちは。第 59 回常設審議委員会となりました。新制度に変わってから 59 回ということで、月日の流れを感じております。 先月 28 日、佐賀県農業賞の表彰式に出席いたしました。受賞者の中には現在農業委員の方もおられるし、農業委員経験者もおられまして、どの方もそれぞれに農業経営に対して創意工夫をされておりました。また、各地域の模範的な存在として、また担い手として活躍されておられました。私自身も非常に勉強になりました。 さて、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第４条・１件、第４条・５条の混合案件が１件、第５条・５件のほか、「令和２年度政策提案の予算への反映状況について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
専務理事	ありがとうございました。 続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
農業会議事務局	（前回の審議案件について、資料１により報告。）
専務理事	それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を会長にお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	それでは、農地法第４条及び第５条の規定による意見聴取に入ります。

	一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	まず、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	○○農業委員会です。 整理番号４－１、○○○○申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
議長	次に、○○農業委員会から２件続けてお願いします。
○○農業委員会	○○農業委員会です。 整理番号４・５－１、○○○○申請の牛舎及び牧場（運動場）、たい肥舎用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。 整理番号５－１、○○○○申請の建売分譲住宅への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第１種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
議長	次に、○○農業委員会からお願いします。
○○農業委員会	○○農業委員会です。 整理番号５－２、○○○○申請の倉庫・商品展示場及び事務所用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
議長	次に、○○農業委員会から２件続けてお願いします。
○○農業委員会	○○農業委員会です。 整理番号５－３、○○○○申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は県庁、市役所、町役場から概ね 300ｍ以内にある農地であるこ

とから第３種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。なお、今回の申請地は市町役場から 300m 以内に位置しております。
整理番号５－４、○○○○申請の倉庫、事務所及び調整池用地への転用において、申請地は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第１種農地と判断され、地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。なお、地方公共団体の計画は、地域未来投資促進法における土地利用調整計画の作成をしております。

議長
次に、○○農業委員会からお願いします。

○○農業委員会
○○農業委員会です。
整理番号５－５、○○○○申請の木材倉庫用敷地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地、及び水管、下水道管又はガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m以内に２以上の医療施設が存するため第３種農地と判断され、第２種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る、第３種農地については許可し得るに該当するため許可相当と判断しております。

議長
農地法第４条関係１件、第４条及び第５条関係１件、第５条関係５件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長
はじめに、農地法第４条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の植林への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。

委員一同
（意見・質問なし）

議長
ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員
（全員挙手）

議長
全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。

議長
次に、農地法第４条及び第５条関係、○○農業委員会より諮問の○○○○申請の牛舎及び牧場、たい肥舎用地への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。

委員一同	（意見・質問なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第５条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第５条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の倉庫・商品展示場及び事務所用地への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第５条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。
委員一同	（意見・質問なし）

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第５条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の倉庫、事務所及び調整池用地への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	ここは第１種農地で転用価格が 3,538 千円／10a ですが、前の案件は第３種農地で 10,282 千円／10a となっています。この１種と３種の価格差はどういったことからでしょうか。
〇〇農業委員会	３種農地はかなり都市化をしている場所となりますので、そこで転用を目的として農地を取得されるということで反当たり 10,000 千円程の価格での売買をされております。申請者の案件に関しては、周辺は農村地帯となっておりますので、どうしても価格は 3 種農地より安価で取引がされているということです。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	（意見・質問なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第５条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の木材倉庫用敷地への転用について、ご意見･ご質問等ないでしょうか。

○○委員	27 ページの航空写真を見ると、国道の下に水－1 と見えます。25 ページの説明では水路、里道を含むとなっていますが、水路は今までは活用されていたのですか。それと、里道も活用されていたのですか。
○○農業委員会	ここは荒廃農地となっていまして、耕作はされていません。水路は、水－2 と書いてあるところにあるのでそのまま利用されます。
○○委員	里道はそのまま残すということなんですか。
○○農業委員会	里道は、航空写真の 1997－1 の下側の線が入っているところになりますが、これを付け替える計画で、西側と南側のＬ字になっているところに付け替える予定です。
○○委員	水路はかつては使用されていたのですか。
○○農業委員会	はい、南側にはまだ農地が残っていますので。
○○委員	じゃあこれをまだ使っていくということですね。
○○農業委員会	はい、そうです。
○○委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	（意見・質問なし）
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	（全員挙手）
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第 4 条関係 1 件、第 4 条及び第 5 条関係 1 件、第 5 条関係 5 件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。

議長	それでは、続きまして、次の項目に移ります。 「令和２年度政策提案の予算への反映状況」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	（資料２により説明）
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	（意見・質問なし）
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	それでは、最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	（その他の項目について、資料３、資料４により説明）
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 次回は、3月 15 日となっておりますのでご予定いただきますようお願いします。お疲れさまでした。

14 時 15 分